

適合証明業務規程

平成20年	4月	1日	制定
平成21年	4月	1日	改正
平成21年	8月	1日	改正
平成25年	4月	1日	改正
平成27年	6月	1日	改正
平成29年	4月	1日	改正
平成30年	4月	1日	改正
2020年	11月	1日	改正
2021年	4月	1日	改正
2021年	5月	1日	改正
2021年	12月	1日	改正
2022年	2月	1日	改正
2022年	6月	1日	改正
2022年	8月	1日	改正
2023年	7月	1日	改正
2025年	2月	3日	改正
2026年	8月	1日	改正

第1章 総 則

(総 則)

第1条 この規程は、一般財団法人建材試験センター（以下、「センター」という。）が適合証明を申請しようとする者の依頼に応じて行う適合証明業務の実施について適用する。

(用語の定義)

第2条 この規程において次の各号に掲げる用語の意味は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- | | |
|------------|---|
| (1) 建築材料等 | 建築材料、土木資材、構造方法、建築設備、建築物、生産設備等の証明の対象物 |
| (2) 適合証明業務 | 建築材料等の品質・性能が、各種の技術的基準に適合することを審査し、証明すること（性能評価本部の所掌業務を実施するために必要と認められる業務も含む） |
| (3) 技術的基準 | 建築材料等に対して、国、団体、組織等が定めた、品質又は性能要求に関して判断するための基準 |
| (4) 適合証明書 | 適合証明の結果として、申請者に交付する図書の総称 |

(適合証明業務の実施の基本方針)

第3条 適合証明業務は、申請者から提出された資料等に基づいて、第三者性を確保しつつ適正かつ迅速に審査を行う。

2 センター及び適合証明業務の関係者は、適合証明業務の公平性を確保し、適合証明業務に影響を与えるような商業的、財政的及びその他の圧力に拘束されないこととする。

(適合証明業務の対象)

第4条 適合証明業務の対象は、別表1のとおりとする。

2 別表1に定める適合証明業務のうち、海外建設資材品質審査・証明にあたっては、「海外建設資材品質審査・証明規程」によるものとし、次条以降の第2章第10条及び第4章第21条から24条以外は適用しない。

(適合証明の形態)

第5条 適合証明は、その証明対象に応じて以下のいずれか又は組み合わせにより実施する。

(1) 物理的性能の証明(仕様に係る適合証明)

申請に係る仕様による建築材料等が、所定の技術的基準に適合又は該当し一定の性能を有することを、試験結果、計算結果その他により審査し、証明するもの。

(2) 品質管理体制の証明(製造に係る適合証明)

申請に係る仕様が製品で担保されるように建築材料等の品質管理体制が適切であることについて、管理規定、記録等又は工場調査により審査し、証明するもの。

第2章 適合証明の実施方法

第1節 申請手続き

(適合証明の申請)

第6条 申請者は、適合証明の申請(新規・変更・更新)に際して次の資料を提出する。

(1) 適合証明申請書(様式1-1)

(2) 建築材料等の概要書

(3) 建築材料等の図面

(4) 所定の性能を有することを立証する図書

(5) その他、審査に必要な図書として、性能評価本部が指示した図書

2 申請及びその他添付資料の説明等は日本語とする。

(適合証明の受理等)

第7条 センターは、前条の適合証明の申請があったときは、次の事項について不備等がないことを確認する。

- (1) 申請のあった適合証明の対象案件が、第4条に定める業務の範囲内であること。
- (2) 前条の資料に不備がなく、かつ記載事項に漏れがないこと。
- (3) 申請内容に明らかな瑕疵がないこと。
- (4) 適合証明業務の対象に応じて定める申込要領に、申請の前提条件が規定されている場合には、その条件に適合するものであること

2 センターは、前項の規定において不備等がないことが確認できた場合には、性能評価本部長の承認を経て申請を承諾し、承諾の証として受付番号と受付日を申請者に通知する。この場合、申請者とセンターは次条に基づいて別に定める「適合証明業務約款」に基づき契約を締結したものとする。

3 第1項において、資料に不備等を認めた場合には補正を求め、補正の余地がないときは承諾できない旨を説明し、これら資料を申請者に返還する。また、相当期間を定めて補正を求め、当該期間内に補正されないときも同様とする。

(業務約款)

第8条 業務期日、契約当事者の基本的債務に関する事項、契約の解除に関する事項及び秘密保持に関する事項は、別途適合証明業務約款に定めることとする。

2 性能評価本部は、適合証明業務約款に基づく契約の履行ができるよう、当該約款を申請者に周知するほか、申請書にて約款に基づく契約を行うことを求めることとする。

第2節 適合証明の実施方法

(適合証明の実施方法)

第9条 性能評価本部長は、第7条第2項に基づいて適合証明の申請を受けた場合は、別表1の対象に応じた担当チームに審査を実施させる。

2 担当チームは、申請の形態に応じて、予め適合証明の対象に応じて審査に必要な技量を有する者として性能評価本部長が指名した者とする。

3 担当チームは、第6条の提出資料に基づき審査を行う。ただし、予め提出された資料では審査を行うことが困難である場合、申請者に対して資料等の追加提出を求めるものとする。

4 担当チームは、証明上必要があるときは、申請に係る建築材料等に関する製造工場の調査を行い、又は申請者が行う試験に立ち会うことができる。なお、工場等の調査にあつては予め理事長が任命した工場調査員の中から審査内容に応じた適任者に調査を行わせることができる。

5 申請者の都合により申請内容の変更（大幅なものを除く）をする場合は、様式1-2の届出を受けることができる。センターが変更を認める場合には、承諾の証として

受付日を申請者に通知する。ただし、変更を認めない場合には、その理由を付して届出書を申請者に返却する。

- 6 申請者の都合によりセンターが第 15 条の交付をする前に申請を取り下げる場合は、様式 1－3 の届出を受けることができる。センターが取り下げを認める場合には、承諾の証として受付日を申請者に通知する。

（委員会の審査）

第 10 条 担当チームが当該申請案件の審査において必要と認めた場合、第 21 条に基づく適合証明判定委員会にて審査を行う。

- 2 適合証明判定委員会は、担当チームの報告を受け、当該申請案件が前条に定める基準に適合することの審査を行う。

第 3 節 適合証明の審査方法

（審査の前提条件）

第 11 条 適合証明の審査に当たっては、次の事項を満たすこととする。ただし、工学的な合理性をもって、以下の事項を満たさなくても良い場合には、別に定める基準若しくは発行する証明書にその旨が記載されていること。

- （1）申請者と、証明を取得しようとする建築材料等の関係が明らかであること。
- （2）証明対象の建築材料等について、名称、形状、寸法、材料構成、図面、施工方法等により特定に必要な事項が決定していること。
- （3）証明対象の技術的基準は、当センターが別途基準として定めるもののほか、適用範囲、判断基準等審査するに当たり必要な事項が規定されており、社会的に信頼されるものであること。
- （4）証明対象の技術的基準への該当性又は適合性について、試験結果、計算結果その他の客観的な根拠に基づいて適合性が判断できること。

（物理的性能について審査する場合）

第 12 条 第 5 条第 1 号の物理的性能について審査する場合については、J I S、仕様書、社内規格等に品質基準があり、申請に係る建築材料等がその品質基準の対象に含まれることが確認でき、かつ試験結果、計算結果その他の客観的な根拠に基づいて性能を有することが確認できること。ただし、申請資材が J I S、J A S 等の製品規格適合品である場合、試験結果による確認を省略することができる。

- 2 申請された資料に含まれる試験データのうち証明上重要なものについては、原則として公的試験機関か、別表 2 により適切な能力を持つ試験施設又は試験設備を用いて適切な方法により実施した試験により得られたものであることが、当センターにて確認できるものとする。また、計算結果については、その計算精度、計算式等が適切であり、入力データと出力結果の妥当性について検証が行えるものとする。

(品質管理体制について審査する場合)

第 13 条 第 5 条第 2 号の品質管理体制について審査する場合は、供給の安定性、工事現場での品質保証その他別表 3 の事項について、書面、立ち入り等の適切な方法にて行うものとする。ただし、ISO9001 の審査登録を受けた工場については、書類での確認により基準適合性を判断してもよい。別表 3 の事項について工場調査を行う場合には、別表 4 の工場調査票をもって調査を行うものとする。

2 前項の審査の際に、あわせて生産設備について確認する場合は、JIS の一般認証指針あるいは分野別認証指針における初回審査事項に照らして、生産設備の状況について書面ないしは立ち入り調査により確認する。

(社内基準その他の基準に基づき審査を行う場合)

第 14 条 別表 1 第 5 号及び第 6 号の審査を行う場合には、社内基準その他の基準において次の事項について規定するほか、工学的妥当性が確認できる根拠資料の添付を要求するものとする。

- (1) 証明の対象
- (2) 証明の内容
- (3) 審査の内容、引用基準
- (4) 証明の条件

第 4 節 適合証明書

(適合証明書の交付)

第 15 条 センターは、第 9 条から前条までの規程に基づき別表 1 の技術的基準への適合性審査を行った結果について、性能評価本部長の承認を経て、適合証明書を申請者に交付する。なお、エネルギー消費性能評価については、パスワードで保護したデータを申請者に提供し、別途、一般社団法人住宅性能評価・表示協会に保護解除情報を連絡することで適合証明書の交付の代わりとする。

- 2 適合証明書には、原則として証明対象とした基準、証明の対象物、基準への適合性を判断した根拠及び証明の条件等について記載するものとし、様式 1－4 のとおり定めるものとする。
- 3 センターは、審査の結果前項の基準に適合せず、かつ当該不適合事項が是正される見込みがないときは、その理由を付した様式 1－5 の通知書を申請者に交付することができる。
- 4 センターは必要に応じて適合証明書の写し等を、技術的基準を制定した機関の担当部署に報告する。

（適合証明書の有効期間）

- 第 16 条 適合証明書の有効期間は、第 5 条の（１）（２）いずれかについて審査をした場合には、原則として有効期限を設定せず、同条（１）（２）の組み合わせにより審査した場合には原則として３年間とする。ただし、別表 1 の技術的基準に適合証明書の有効期間の設定がある場合には、それによらなければならない。
- 2 適合証明書に有効期間が設定されたものについては、有効期間内に技術的基準に適合していないことが明らかになった場合には、適切に不適合事項が是正されない限りその適合証明書が無効になる旨を証明の条件とする。ただし、適合証明判定委員会に合理的な理由により予め承認を受けた場合に限り、有効期間を延長しないことを条件に有効期間を超えての更新を認めるものとする。
- 3 既に適合証明書を交付されたものについて追加、変更をした場合には、当該追加・変更による適合証明書の交付日より有効期間を設定する。

（適合証明書の交付後に技術的基準が改正された場合の指示）

- 第 17 条 適合証明書の交付後に、技術的基準の改正等により当該証明書の交付内容が改正後の技術的基準に適合しなくなった場合、センターは必要に応じて、適合証明書を取得した者への是正指示、不適合箇所の情報提供等必要な指示を行うものとする。

（適合証明書の更新）

- 第 18 条 適合証明書に有効期限がある場合には、申請者は原則として有効期限が終了する３か月前までに別に定める様式の適合証明申請書（更新）及び更新用の審査に必要な資料を提出する。
- 2 第 6 条から前条までの規定は、前項の適合証明書の更新の場合において準用する。
- 3 有効期間中に適切な品質管理が行われ、かつ証明した製品の性能に影響を及ぼすおそれのある変更が無いことが明らかである場合など、変更がない審査項目については、適切な審査が行える範囲で申請資料の一部を省略できるものとする。

（適合証明書の変更）

- 第 19 条 適合証明書の交付を受けた内容に変更がありその適合証明書を引き続き利用するため、申請者は速やかに別に定める様式の適合証明申請書（変更）及び変更内容の審査に必要な資料を提出する。
- 2 第 6 条から第 17 条までの規定は、前項の適合証明書の変更の場合において準用する。
- 3 変更がない審査項目については、適切な審査が行える範囲で申請資料の一部を省略できるものとする。

第3章 適合証明に係る手数料

(適合証明手数料)

- 第20条 センターは、適合証明の申請を受理し契約を締結した際には、速やかに証明手数料の請求書を申請者に対して発行する。
- 2 申請案件1件あたりの証明手数料は、別表5建設資材・技術の適合証明事業手数料による。ただし、性能評価本部長は審査内容に応じて別途手数料を定めることができる。
- 3 申請者が正当な理由なく、証明手数料を指定の期日までに支払わない場合には、センターは第7条第2項の契約を破棄することができる。
- 4 申請者の要請により、資料収集等の必要が発生した場合には、その実費を別途に請求できる。
- 5 申請者は、証明手数料を指定期日までに原則として金融機関への振込みによりセンターに納入する。この場合において、振込み手数料は申請者の負担とする。

第4章 適合証明判定委員会

(適合証明判定委員会の構成)

- 第21条 適合証明判定委員会は次条に基づき選任された判定委員により構成し、学識経験者の委員長を置く。
- 2 適合証明判定委員会は、必要に応じて副委員長を置くことができる。
- 3 委員長及び副委員長は、理事長が判定委員の中より選任する。
- 4 適合証明判定委員会の事務局は性能評定課とする。
- 5 適合証明判定委員会の委員長は、性能評価本部長の承認を得て必要に応じて部会を設け、当該委員会にて行う審査の一部又は全部を行わせることができる。

(判定委員の選任)

- 第22条 理事長は、適合証明の判定を実施させるため、学識経験者等で当該分野に精通するものを判定委員として選任する。
- 2 前項の委員はセンター職員から選任するほか、センター職員以外の者を委嘱して選任するものとする。

(判定委員の解任)

- 第23条 理事長は、判定委員が次のいずれかに該当する場合には、その判定委員を解任することができる。
- (1) 秘密保持義務違反等の職務上の業務違反その他判定委員としてふさわしくない行為があったとき

(2) 心身の障害のため、職務の執行に堪えないとみとめられるとき

2 前項にかかわらず、理事長は、判定委員が次のいずれかに該当する場合は、その判定委員の任を解くことができる。

(1) センター職員から選任した判定委員が退職したとき

(2) 判定委員を辞退する旨の申し出があったとき

(判定委員の任務)

第 24 条 判定委員は、第 10 条に掲げる事項のほか、次の各号の事項について、審査、審議又は承認を行う。

(1) 別表 1 に定める技術基準の承認

(2) その他適合証明業務に係る技術的判断として必要な事項の審査、審議又は承認

2 委員長が認める場合においては、インターネットメール等の書面にて記録が残る方法を用いて、委員会での審査、審議又は承認に代えることができる。

第 5 章 工場調査員

(工場調査員の選任)

第 25 条 理事長は、適合証明にかかる工場調査を実施させるため、次のいずれかの資格を有する者を工場調査員として選任する。

(1) センター職員で産業標準化法に基づく品質管理推進責任者又は品質管理責任者の講習を修了した者

(2) ISO9001 審査員研修コースの合格証明書を有する者

(3) 上記と同等以上に品質管理に関する知識を有すると認められる者

2 前項の工場調査員はセンター職員から選任するほか、センター職員以外の者を委嘱して選任するものとする。

(工場調査員の解任)

第 26 条 理事長は、工場調査員を解任する場合は、第 23 条の規定のうち判定委員を工場調査員に読み替えて適用する。

(工場調査員の任務)

第 27 条 工場調査員は、第 9 条第 4 項に掲げる事項について、以下のとおり実施すること。

(1) 第 6 条に掲げる提出資料に基づいて、当該申請に係る工場その他の事業場において調査を行うこと

(2) 調査を行うに際し、書類の記載事項に疑義があり、提出された書類のみでは別に定める技術的基準に適合しているかどうかの判断ができないと認めるときは、追

加の書類を求めて調査を行うこと

- (3) 調査を行った結果について別に定める様式の報告書にまとめ、担当チームに報告すること

第6章 雑 則

(秘密保持義務)

第28条 センターの役職員及びこれらの者であった者(委嘱に基づく判定委員、工場調査員を含む)は、適合証明業務に関して知りえた秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

(適合証明の取り消し)

第29条 センターは、第15条に基づき適合証明書を取得した者が次の各号のいずれかに該当する場合は、適合証明書を取り消すことができる。

- (1) 適合証明書を取得した者が取り消しを申し出た場合
- (2) 適合証明書を取得した者が偽りその他不正の手段により適合証明書の交付を受けたとき
- (3) 適合証明書を取得した者が適合証明書の内容と異なる建築材料等について適合証明を受けたものと偽って供給する等、不誠実な行為を行った場合
- (4) 適合証明書の交付内容が、技術的基準の改正等により適合しなくなった場合に、センターが相当期間を催告してもその是正がなされない場合

(事前相談)

第30条 センターに適合証明を申請しようとする者は、申請に先立ち、センターに事前に相談をすることができる。

(適合証明結果の公表)

第31条 センターは、適合証明書を発行した案件のうち、申請者の了承を得たものはその証明概要を機関誌及びホームページにて公表する。

2 センターは、適合証明書を発行した案件のうち、不正な手段その他ふさわしくない方法による申請に基づき適合証明書が発行された案件について、その内容をホームページにて公表する。

(その他)

第32条 この規程に定めるものの他、必要な事項は性能評価本部長が定める。

2 この規程に定めのない事項のうち必要な事項については、センターの他の規程等による。

(主管部署)

第 33 条 この規程は、性能評価本部が主管する。

附 則

- 1 この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程の制定に伴い、以下の規程は廃止する。
 - ・ 552 建設資材の仕様書等技術基準適合評価・証明要綱
 - ・ 552-2 建設資材の仕様書等技術基準適合評価・証明判定委員会規程
 - ・ 555 建築材料等性能証明事業実施要領
- 3 この規程の制定に伴い、廃止される規程等に基づいて発行された証明書については、引き続き有効とする。

附 則

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 21 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (2020 年 10 月 2020-0534 号)

この規程は、2020 年 11 月 1 日から施行する。

附 則 (2021 年 3 月 2020-0787 号)

この規程は、2021 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（２０２１年４月 ２０２１－００８９号）
この規程は、２０２１年５月１日から施行する。

附 則（２０２１年１１月 ２０２１－０５０４号）
この規程は、２０２１年１２月１日から施行する。

附 則（２０２２年１月 ２０２１－０６２５号）
この規程は、２０２２年２月１日から施行する。

附 則（２０２２年５月 ２０２２－０１５３号）
この規程は、２０２２年６月１日から施行する。

附 則（２０２２年８月 ２０２２－０３０７号）
この規程は、２０２２年８月１日から適用する。

附 則（２０２３年６月 ２０２３－０１８２号）
この規程は、２０２３年７月１日から適用する。

附 則（２０２５年１月 ２０２５－０５０２号）
この規程は、２０２５年２月３日から適用する。

附 則（２０２６年７月 ２０２５－０●●●号）
この規程は、２０２６年８月１日から適用する。

[別表 1] 適合証明業務の対象

番号	適合証明の対象	技術的基準
1	環境に配慮した建設資材等 (環境主張建設資材の適合性証明)	・ 環境主張建設資材の証明要領 ・ 建設資材における環境主張適合性評価ガイド
2	UR都市機構が定める仕様書に適合する機材	・ UR都市機構仕様書機材の品質性能評価要領 ・ 都市再生機構工事特記基準(最新版)[UR都市機構編集] ・ 公共住宅建設工事共通仕様書 最新版[公共住宅事業者等連絡協議会編集]
3	建築基準法の告示に該当する建築材料・構造方法等(防火性能等の該当証明)	・ 建築基準法令への該当性等に関する証明要領
4	木造軸組工法などに関わる構造性能の技術評価(短期許容耐力等の証明)	・ 木造軸組工法などに関わる構造性能の技術評価に対する試験・評価業務方法書
5	優良断熱材認証事業所審査	・ 一般社団法人日本建材・住宅設備産業協会の優良断熱材認証制度実施規定及び製品認証審査要綱
6	エネルギー消費性能評価	・ ソーラシステム振興協会のエネルギー消費性能評価制度運用指針
7	あと施工アンカーに係る強度指定申請(告示1024号)に対応した単体アンカーの性能認定	・ 接着系あと施工アンカー・性能評定業務方法書 ・ 接着系あと施工アンカー・性能評定業務方法書、様式
8	浸水防止設備(止水板、浸水防止シャッター及び浸水防止ドア)に関する技術評価	・ 止水防止板(止水板)に関する技術評価基準 ・ 浸水防止シャッター及び浸水防止ドアに関する技術評価基準
9	CFP算定結果の妥当性確認	・ 「カーボンフットプリント算定ルール 即時脱型コンクリート製品(即時脱型コンクリートブロック CFP コンソーシアム)」 ・ CFP算定結果の妥当性確認ガイドライン
10	JIS Q 1000に基づく自己適合宣言(自己適合宣言の審査・証明)	
11	家具等の転倒を防止する器具(転倒防止器具の性能証明)	・ 転倒防止器具性能試験・評価要領
12	海外建設資材(海外建設資材品質審査・証明)	・ 海外建設資材品質審査・証明規程
13	企業の社内基準等に該当する建築材料等	
14	その他、建築材料等で証明対象の基準が明確であるもの	

[別表 2]

試験所調査票
(試験所の能力等確認のためのチェックシート)

調査年月日：

調査員：

試験所名：

試験所所在地：

項目	確認事項	関連事項	実施状況	結果	コメント
技術上の確認事項	要員の適格性	・専門知識、経験 ・教育・訓練の実施	・資格認定	適・否	
	設備	・試験設備の能力・仕様の適切性 ・設備の機能確保のための保全計画 ・校正を要する設備に対しての校正の実施	・校正の状態を示すためのラベル付等による識別（校正日時、再校正を行うべき期日又は有効期間）	適・否	
	サンプリング	・試験を行う製品等のサンプリング手順及びその適切性		適・否	
	結果の報告	・報告内容の適切性（正確性、明瞭性、客観性）	・報告書の記載内容（実施場所、実施日、試験方法、試験条件（環境条件）、サンプリング手順、試験結果（試験データ・写真を含む）、発行責任者名等）	適・否	
管理上の確認事項	組織	・試験部門としての責任体制の確保（運営責任者、品質管理者、技術管理主体等の責任者の指名）	・責任と権限を明確にするための文書 ・他部門からの悪影響の排除（独立性の確保）	適・否	
	記録の管理	・記録の保管・維持（品質記録、技術的記録）	・保管期間の規定 ・機密保持	適・否	

注：公的試験機関以外の試験所を登録する場合には、次による。

- ① チェックシートに基づく試験所の確認（書面並びに試験所）を行う。
- ② 確認結果をもとに、試験所を登録する。

[別表 3] 品質管理体制に関する技術的基準

審査項目	審査基準	審査資料	確認方法
製造組織	製造者、証明取得者の概要並びにその関係が明らかであること	工場の概要（名称、住所、資本金）を示したパンフレット等	図書
		製造者と証明申請者の関係を示した資料 （製造者と証明申請者が異なる場合に限る）	
	建築材料等を製造できる能力があること	工場の組織図	図書
		生産実績	
品質管理体制	適切な品質管理のもとで製造が行われていること	次のいずれかの資料	—
		(1) JIS、ISO9001 認証の認証書の写し	図書
		(2) 品質管理体制を示す次の資料	図書 ISO9001、JIS 認証のない場合は、工場
		① 建築材料等の社内規格 社内規格（マニュアル、システム、規程、指示票類などを含む）を体系的に示した書類（規格一覧表で可） 決裁者、責任部門及び品質管理に関する責任者とその権限などを併記した書類	
		② 建築材料等の工程概要図 原材料の入荷から建築材料等の出荷に至る各工程と管理箇所を示した書類	
		次のいずれかの資料	—
品質管理能力	安定して供給できる体制であること	(1) JIS、ISO9001 認証の認証書の写し	図書
		(2) 品質管理能力を示す次の資料	図書 ISO9001、JIS 認証のない場合は、工場
		① 建築材料等の品質 最近（6 か月程度）の不合格品の発生状況及びその処置方法	
		② 主要試験・検査設備及びその管理状況 対象防火設備等の主要試験・検査設備名とその仕様及びその管理方法、管理状況	
		③ 苦情処理の概要 苦情処理に対する社内対応を図示及びその責任者を記入した書類	
		次のいずれかの資料	—
建築材料等の施工・設置	建築材料等の納品後の取扱い、問い合わせ先について、納入先に必要な事項が書面等にて伝達されること	施工又は設置の要領書	図書
	維持保全のために構成部品の交換が想定される建築材料等については、所定の期間部品を保管し供給体制を維持すること	建築材料等に関する連絡先	図書
		所定の期間部品を保管し供給体制を維持する旨の説明資料	図書 ISO9001、JIS 認証のない場合は、工場
定期的な保守	建築材料等の維持保全を行うため、定期的な保守が行われていること	保守点検に関する手順書 保守点検の記録	図書 ISO9001、JIS 認証のない場合は、工場

※確認資料については、上記のほか審査に必要な図書がある場合には、センター担当者が指示した図書を含めてよい。

[別表 4]

工場調査票（品質管理体制チェックシート）

工場調査年月日：

工場調査員：

申請者名：

工場所在地：

審査項目		関連資料	確認事項	実施状況	結果	コメント
品質管理体制	社内規格が体系的に整備され、組織体系と連動しているか	・社内規格一覧表 ・決裁者、責任部門及び品質管理に関する責任者とその権限を併記した書類	社内規格にて規定されている事項と、社内組織体系の関係が連動しているか		適・否	
	安定した品質性能を確保できる管理体制か	・対象資材の工程概要図	工程概要図とおりに製造装置があること		適・否	
			工程概要図とおりに適切に管理されているか		適・否	
品質管理能力	不合格品の処置が適切か	・最近（6か月程度）の不合格品の発生状況及びその処置方法	不合格品の処置が適切に行われ、出荷資材の品質が確保されているか		適・否	
	品質管理に関する試験・検査が実施されているか	・対象資材の主要試験・検査設備名とその仕様及びその管理方法、管理状況	品質管理に必要な試験設備があるか		適・否	
			試験設備が適切に管理されているか		適・否	
			品質管理に必要な試験の記録が保管されているか		適・否	
	苦情処理が適切になされ、品質管理の体系に反映しているか	・苦情処理に対する社内対応を図示及びその責任者を記入した書類	苦情処理の体制が機能しているか		適・否	
			苦情処理の結果が品質管理の体系に反映されているか		適・否	
資材の施工・設置	維持保全のために構成部品の交換が想定される資材については、所定の期間部品を保管し供給体制を維持しているか	・所定の期間部品を保管し供給体制を維持する旨の説明資料	所定の期間部品を保管する場所が確保されているか 供給体制が整備されているか		適・否	

[別表 5]

建設資材・技術の適合証明事業 料金表

2026年8月1日改定

建設資材・技術の適合証明の料金(消費税10%込み)は以下のとおりです。

各種仕様書基準への評価・証明

(1) 都市機構機材の品質性能評価					
	新規申請	JIS、ISO9001認証工場の場合		198,000円/件	
		上記以外の場合	基本料金	242,000円/件	
			工場調査費	33,000円/工場 ^{※1}	
	更新申請				198,000円/件
変更申請				※2	
(2) 海外建設資材品質審査・証明(申請料並びに品質審査・証明料)					
	新規申請	JIS、ISO9001認証工場の場合		330,000～440,000円/件	
		上記以外の場合		440,000～550,000円/件	
	更新申請				110,000円/件
	変更申請				110,000～330,000円/件

当センター独自の適合証明事業

(1) 環境主張建設資材の適合性証明					
	新規申請	JIS、ISO9001認証工場の場合		330,000円/件	
		上記以外の場合		440,000円/件	
	更新申請、変更申請				※2
(2) 防火性能等の該当証明					
	①材料・構造等の場合				
	基本料金			220,000円/件	
		証明対象告示が2以上になる場合、追加1告示につき		55,000円加算	
	②建築物の場合				
	基本料金	床面積の合計30,000㎡まで		220,000円/件	
		30,000㎡を越える場合20,000㎡を越えるごとに		110,000円を追加	
		証明対象告示が2以上になる場合追加1告示につき		基本料金算定額の1/4を加算	
	変更申請(①・②共)				※2
(3) 転倒防止器具の性能証明					
	新規申請	JIS、ISO9001認証工場の場合		231,000円/件	
		上記以外の場合	基本料金	275,000円/件	
			工場調査費	55,000円/工場 ^{※1}	
	更新申請、変更申請				※2
(4) 木造軸組工法などに関わる構造性能の技術評価					
	新規申請	鉛直、水平構面の許容耐力など		792,000円/件	
		仕口、継手の許容耐力など		396,000円/件	
	他第三者機関の試験報告書による申請	鉛直、水平構面の許容耐力など		950,000円/件 ^{※3}	
		仕口、継手の許容耐力など		475,000円/件 ^{※3}	
	更新申請				※2
	変更申請				※2
(5) 優良断熱材認証事業所審査					
区分B	発ブラ系 新規・更新申請	事業所審査、外観、寸法、熱伝導率試験(各試験n=1)、密度(n=3)		176,000円/1事業所 ^{※1※5}	
	繊維系 新規・更新申請	事業所審査、外観、寸法、熱伝導率、密度試験(各試験n=5以上)		902,000円～/1事業所 ^{※1※4※5}	
区分C	中間加工業者	事業所審査		110,000円/1事業所 ^{※1}	
	断熱製造事業者 発ブラ系 新規・更新申請	事業所審査、外観、寸法、熱伝導率試験(各試験n=1)、密度(n=3)		176,000円/1事業所 ^{※1※5}	
	断熱製造事業者 繊維系 新規・更新申請	事業所審査、外観、寸法、熱伝導率、密度試験(各試験n=5以上)		902,000円～/1事業所 ^{※1※4※5}	
	ウレタン施工業者 新規・更新申請	事業所審査 外観、寸法、熱伝導率、密度試験(各試験n=1)		121,000円/1事業所 ^{※1※5}	
区分D	断熱製造事業者 新規・更新申請	事業所審査、外観、寸法、熱伝導率試験(各試験n=1)、密度(n=3)		176,000円～/1事業所 ^{※1※4※5}	
	ウレタンパネル 製造事業者 新規・更新審査	事業所審査 外観、寸法、熱伝導率、密度試験(各試験n=1)		176,000円/1事業所 ^{※1※5}	
	添着成形防蟻 EPS事業者 新規・更新審査	事業所審査、外観、寸法、熱伝導率試験(各試験n=1)、密度(n=3)		176,000円～/1事業所 ^{※1※5}	
	低密度EPS 製造事業者 新規・更新審査	事業所審査、外観、寸法、熱伝導率試験(各試験n=1)、密度(n=3)、 燃焼性試験(試験法A、B、C)(n=試験法により変動)		215,600円～/1事業所 ^{※1※5※6}	

つづく

つづき

(6) あと施工アンカーに係る強度指定申請(告示 1024 号)に対応した単体アンカーの性能認定		
構造物性性能	・構造性能 a)引張、b)せん断、c)付着、d)クリープ ・物性性能 a)圧縮、b)圧縮弾性率、c)接着、d)燃焼、e)耐アルカリ性	792,000円/件
品質管理	JIS工場もしくはISO9000の認定工場 ^{※1}	363,000円/件
	上記の工場以外 ^{※1}	517,000円/件
(7) 浸水防止設備(止水板、浸水防止シャッター及び浸水防止ドア)に関する技術評価		
新規申請	JIS、ISO9001認証工場の場合	198,000円/件
	上記以外の場合 ^{※1}	242,000円/件
更新申請		110,000円/件
変更申請		※2
(8) CFP 算定結果の妥当性確認		
新規申請	当財団でJIS認証を取得している工場の場合	165,000円/件 ^{※7}
	上記以外の場合	300,000円/件 ^{※1}
更新申請		新規申請料金と同額

※1：工場調査又は事業所審査には、別途「出張諸経費」がかかります。
詳しくは担当者までお問合せ下さい。

※2：更新申請並びに変更申請の料金は以下のとおりです。
更新申請：証明期間内に適切な品質管理が行われている場合、基本料金の半額。
それ以外は、新規料金と同額
変更申請：変更内容によって料金を設定。

※3：試験報告書の内容確認作業を行うための料金が加算されております。

※4：試験体数によって別途「試験料金」の見積が必要となります。詳しくは中央試験所環境グループまでお問合せください。

※5：試験体に加工が必要な場合は別途「加工費用」がかかります。詳しくは中央試験所環境グループまでお問合せください。

※6：燃焼性試験は外注試験となります。詳しくは担当者までお問合せください。

※7：JIS認証審査と別日程で工場調査を行う場合、別途、「出張諸経費」がかかります。

ご不明な点がありましたら、お気軽に下記までお問合せ下さい。

お問合せ先		
一般財団法人建材試験センター 性能評価本部 性能評定課	(5)優良断熱材認証事業所審査及び(7)浸水防止設備に関する技術評価に関わる試験 中央試験所 環境グループ	
〒340-0003 埼玉県草加市稲荷5-21-20 TEL 048-935-9001 FAX 048-931-8324	TEL 048-935-1994 FAX 048-931-9137	

(様式 1-1) 適合証明申請書

一般財団法人建材試験センター
理事長 殿

適合証明申請書
(新規・変更・更新)

以下のとおり、一般財団法人建材試験センターの「適合証明業務約款」に同意の上申請します。また、この申請書及び提出する資料の記載事項は、事実と相違ありません。

1. 申請者

会社名 (フリガナ) :
責任者 (役職及び氏名) :
所在地 :

2. 連絡担当者

会社名 (フリガナ) :
所属部署 :
氏名 (フリガナ) :
所在地 :

TEL/FAX :
E-Mail :

3. 申請内容

(1) 証明対象の建築材料等の概要

(2) 証明対象の基準

(3) 基準適合性を立証する資料

4. 備考

適合証明書の更新をする場合には、取得している適合証明書の証明番号を記載してください。

適合証明書の変更をする場合には、取得している適合証明書の証明番号と変更概要を記載してください。

※ 本書により取得した個人情報は、性能評価事業の実施並びに性能評価、試験、システム審査、標準化、調査研究の事業に関する情報をお知らせするために使用し、第三者への開示を行わないなど個人情報保護法に則った適正な管理を行ってまいります。 v230401

(様式 1-2) 変更願書

一般財団法人建材試験センター
理事長 殿

変更願書

適合証明の申請について、以下のとおり申請内容の変更を申請します。

1. 申請者

会 社 名 :

責任者(役職及び氏名) :

所 在 地 :

2. 連絡担当者

会 社 名 :

所属部署 :

氏名(フリガナ) :

所 在 地 :

TEL :

FAX :

E-Mail| :

3. 申請内容

申請受付番号 :

4. 変更内容及び変更理由

※本書により取得した個人情報は、性能評価事業の実施並びに性能評価、試験、システム審査、標準化、調査研究の事業に関する情報をお知らせするために使用し、第三者への開示を行わないなど個人情報保護法に則った適正な管理を行ってまいります。
v230401

(様式 1-3) 取下げ届

一般財団法人建材試験センター
理事長 殿

取下げ届

適合証明の申請について、以下のとおり申請の取下げを届け出ます。

1. 申請者

会 社 名 :
責任者 (役職及び氏名) :
所 在 地 :

2. 連絡担当者

会 社 名 :
所属部署 :
氏名 (フリガナ) :
所 在 地 :
TEL :
FAX :
E-Mail :

3. 申請内容

申請受付番号 :

4. 取り下げ理由

※本書により取得した個人情報は、性能評価事業の実施並びに性能評価、試験、システム審査、標準化、調査研究の事業に関する情報をお知らせするために使用し、第三者への開示を行わないなど個人情報保護法に則った適正な管理を行ってまいります。
v230401

適合証明書

申請者 様

年 月 日付で適合証明の申請を受けた以下の建築材料等は、当財団の
適合証明業務規程に基づき慎重審議の結果、〇〇〇基準に適合することを証明します。

年 月 日

一般財団法人建材試験センター
理事長 印

1. 証明した建築材料等
2. 証明審査内容
3. 証明内容
4. その他必要事項

(様式 1-5) 適合証明書を交付することができない旨の通知書

適合証明書を交付することができない旨の通知書

申請者 様

以下の申請案件については、次の理由により適合証明서가交付できないため、適合証明をしないこととしましたので、通知します。

年 月 日

一般財団法人建材試験センター
理事長 印

1. 申請受付番号
2. 申請内容
3. 適合証明をしない理由
4. その他必要事項

優良断熱材認証審査申請書 (新規・更新)

年 月 日

一般財団法人建材試験センター
理事長 殿

申請者の名称 :

所在地 :

代表者の役職・氏名 :

一般社団法人日本建材・住宅設備産業協会「優良断熱材認証制度実施規定」5. 審査に定める認証区分毎の審査項目について、一般財団法人建材試験センターの「適合証明業務約款」に同意の上申請します。

(1) 申請品の認証区分					
申請者	(2) 審査を受けようとする事業所	フリガナ			
		会社名			
		住所			
		TEL			
	(3) 連絡担当者 ※請求書・報告書の送付先になります	会社名			
		住所			
		部署名・役職			
		氏名			
		連絡先	TEL		
			E-mail		
住所			※(2)と同じ場合、省略してもよい。		
(4) 外注の有無		☐ 有 ☐ 無			
(5) 適用する資料 ※工場審査又は事業所審査の項目 ※該当する口に✓を入れてください。	区分B	☐ サンプルのみ			
	区分C	☐ 検査記録(審査要綱に基づく)			
		☐ 施工記録 ☐ 外注管理規定 ☐ 現場サンプル検査記録 ☐ 外注先施工記録			
	区分D	☐ 原材料検査(規程、記録) ☐ 製品検査(規程、記録) ☐ 添着工程(規程、記録)			
(6) 製品性能試験	試験目的 ※該当する区分に○印を記載して下さい	(一社) 日本建材・住宅設備産業協会 優良断熱材区分 (B, C, D) 認証のため			
	商品名・種別				
	試験体作成日	年 月 日			
	試験項目	試験方法 (JIS 規格番号等)	数量		
	外観・厚さ		1		
	密度		1又は3		
	熱伝導率		1		
(7) 備考		審査結果及び品質性能試験報告書1通を(一社) 日本建材・住宅設備産業協会 優良断熱材認証制度事務局へ送付願います。			

※本書により取得した個人情報は、性能評価事業の実施並びに性能評価、試験、システム審査、標準化、調査研究の事業に関する情報をお知らせするために使用し、第三者への開示を行わないなど個人情報保護法に則った適正な管理を行ってまいります。 V230620

(様式 1-7) エネルギー消費性能評価申請書

エネルギー消費性能評価申請書
(新規 ・ 変更 ・ 類似 ・ 派生)

年 月 日

一般財団法人建材センター 殿
(一般社団法人ソーラーシステム振興協会経由)

連絡先 (フリガナ)
(企業名)
(住所)
(代表者)
(担当者)
(TEL)
(E-Mail)

請求先 (企業名) 一般社団法人ソーラーシステム振興協会
(住所) 〒101-0047 東京都千代田区内神田 1-17-8
(担当者)
(E-Mail)

下記のソーラーシステム等のエネルギー消費性能の評価を申請します。

記

品目	
名称及び型式	

注 1) 仕様変更・類似機種の場合は、既評価機種・基本機種の名称・型式及び評価日を記載する。

既評価機種・基本機種の名称 及び型式	
評価日	

注 2) 派生機種の場合は基本機種の名称・型式及び評価日を記載する。

基本機種の名称及び型式	
評価日	

以上

- ※1 新規、更新、類似、派生は該当するものに○印をすること。
※2 この申請書に、申請するソーラーシステム等毎に、別紙を添付すること。
※3 型式はシステム型式を記入。

※ 本書により取得した個人情報は、性能評価事業の実施並びに性能評価、試験、システム審査、標準化、調査研究の事業に関する情報をお知らせするために使用し、第三者への開示を行わないなど個人情報保護法に則った適正な管理を行ってまいります。 v230401